

番 号 : 150128

国 名 : マラウイ

担当部署 : 地球環境部森林・自然環境グループ自然環境第二チーム

案件名 : シレ川中流域における農民による流域保全活動推進プロジェクト (普及教材制作)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 普及教材制作
- (2) 格 付 : 4号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年4月下旬から2015年7月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.40M/M、現地 2.00M/M、合計 2.40M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地調査期間	整理期間
5日	60日	3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 4月8日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	農業・自然資源管理技術普及に係る各種業務
対象国/類似地域	マラウイ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし。ただし、黄熱病の予防接種は必須ではありませんが、黄熱感染危険国を経由して入国する場合にはイエローカード(黄熱病予防接種証明書)の提示を求められます。

6. 業務の背景

マラウイの森林面積の減少は顕著であり、特に、マラウイ湖の南端から南部に流下するシレ川の中流域における森林資源は、近接する同国最大の商業都市ブランタイヤ市の人口増加に伴う薪炭の採取量の増加等の理由により急激に減少している。

このような背景の下、JICAは、2007年11月から2012年11月にかけて、技術協力プロジェクト「シレ川中流域における村落振興・森林復旧プロジェクト」(The Project for community vitalization and afforestation in Middle Shire、以下COVAMS)を実施した。同プロジェクトでは、COVAMSアプローチ(住民のニーズに基づく特定分野の研修を住民の居住する場所でより多くの住民を対象にして行う技術普及手法)を通じて、シレ川中流域の244村、3万を超える世帯に対して短期間で広範囲に土壤保全や植林技術(以下、COVAMS技術)の研修を実施した結果、研修に参加した多くの農民がその技術を各自の農地に適用し、土壤保全や収量に対する効果が確認されている。これを受けて、COVAMSアプローチによる土壤保全活動の定量的効果と広域展開に際しての優位性などを検証の上、これまでの協力をより広範な地域に拡大することを目的として「シレ川中流域における農民による流域保全活動推進プロジェクト」(以下、本プロジェクト)がマラウイ政府から要請された。

本プロジェクトは、シレ川中流域の4県(ブランタイヤ県、ネノ県、バラカ県、ムワンザ県)において、COVAMSアプローチによる農民の活動を通じた流域保全計画の策定、県レベルの職員及び普及員の事業実施能力の向上、COVAMS技術の有効性に関する定量的検証、及び県流域保全計画並びにCOVAMSアプローチの潜在的効果についての政府・ドナー等関係者との情報共有への支援を行うことにより、プロジェクト対象県における流域保全活動の制度化を支援し、もって流域保全活動の普及に寄与するものである。

カウンターパート(C/P)機関は天然資源・エネルギー・鉱物省森林局及びその出先機関である対象4県の営林事務所である。協力期間は2013年4月から2018年3月までの5年間を予定しており、チーフ・アドバイザー/森林資源管理、農村開発、業務調整の3名の長期専門家が2013年4月から現地(ブランタイヤ)に派遣されて専門家チームを構成している。また、これまで3名の短期専門家を現地に派遣しているが、2015年2月まで現地に派遣されていた普及戦略専門家の成果として、本プロジェクトが採用しているCOVAMSアプローチおよびCOVAMS技術を通じた土壤保全活動の制度化に向けて、政府レベルおよび現場レベルでの普及戦略が策定された。

本業務従事者は、上記普及戦略に基づきCOVAMSアプローチの普及・制度化に向けて、COVAMSアプローチとマラウイ農業普及局の既存普及制度との相違が明確に理解できる政府レベルおよび現場レベルの普及教材を制作するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者はJICA、専門家チーム及びC/Pと協働で本プロジェクトが採用しているCOVAMSアプローチの制度化を推進するため、(1) COVAMSアプローチとマラウイ農業普及局の既存普及制度との相違の抽出、(2) COVAMSアプローチの有効性について各関係機関の理解を促進させるための普及教材の制作、及び(3) COVAMSアプローチが推進する技術を実践する農家が増加するための普及教材の制作を行うものである。具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間(2015年4月下旬～2015年5月上旬)

- ① 本プロジェクト関係資料(PDM/PO、詳細計画策定調査報告書、進捗報告書、ガイドライン並びにマニュアル等)を確認し、本プロジェクトの内容及び進捗状況について把握する。
- ② 上記を踏まえ、普及教材の制作にかかるワークプラン(英文)を作成し、JICA地球環境部に提出・説明の上、内容について打合わせを行う。

(2) 現地派遣期間(2015年5月上旬～2015年7月上旬)

- ① JICAマラウイ事務所、専門家チーム、C/Pに対しワークプランを基に業務内容を説明、協議し、必要に応じて修正する。また派遣期間中、適宜JICAマラウイ事務所に対して進捗報告を行う。

- ② 専門家チーム及びC/Pと協働で、COVAMSアプローチとマラウイ農業普及局が推進するリードファーマー制度との相違を定量的・定性的に整理する。これにより、COVAMSアプローチの利点および既存の制度との差異を明確化する。
- ③ 専門家チーム及び州レベルのC/Pと協議・協働し、COVAMSアプローチの有効性について、政府各関係機関の理解を促進させる普及教材を制作する。
 - (ア) 州レベルのC/PであるBlantyre及びMachinga ADDのChief Agriculture Extension Officer (CAEO)と前述教材制作に関し、その内容と媒体（パワーポイント¹、パンフレット、参考資料等）について提案し、合意を形成する。
 - (イ) 普及教材の素材を集めるために、プロジェクト関係者やプロジェクト実施地域の住民を対象とした調査・インタビュー等の活動をC/P及び専門家チームと協働して行う。
 - (ウ) 収集した情報を活用し普及教材（案）を制作する。
 - (エ) 専門家チーム及び州レベルのC/Pに対して普及教材（案）のプレゼンテーションを実施し、コメントを得る。
 - (オ) 得られたコメントを基に普及教材（案）に修正を加え、専門家チーム及び州レベルのC/Pとの協議を経て普及教材を最終化する。
- ④ ③と並行して専門家チーム及び州レベルのC/Pと協議・協働し、COVAMSアプローチにおいて推進されている技術に関し、現場レベルでの技術の実践者の意欲を向上させ、未実施者の技術の実践促進を目的とする普及教材（ラジオ番組²、ポスター等）を制作する。
 - (ア) 州レベルのC/PであるBlantyre及びMachinga ADDのChief Agriculture Extension Officer (CAEO)と前述の普及教材制作に関し、その内容について提案し、合意を形成する。
 - (イ) 事前にC/P及び専門家チームが選定したラジオ番組制作会社等の普及教材制作にかかる協力団体との打ち合わせを行い、普及教材制作にかかるスケジュールを確定する。
 - (ウ) 普及教材の素材を集めるために、プロジェクト関係者やプロジェクト実施地域住民を対象としたインタビュー等、必要となる活動をC/P及び専門家チーム、及び普及教材制作の協力団体と協働して行う。
 - (エ) 収集した情報を活用し普及教材（案）を制作する。
 - (オ) 専門家チーム及び州レベルのC/Pに対して普及教材（案）のプレゼンテーションを行い、コメントを得る。
 - (カ) 得られたコメントを基に普及教材（案）に修正を加え、専門家チーム及び州レベルのC/Pとの協議を経て普及教材を最終化する。
 - (キ) 最終化した普及教材を現場レベルで試行し、反響を調査する。
 - (ク) 前述試行の結果をまとめ、普及教材について必要な修正を行って最終化する。また、今後のプロジェクトにおける普及活動への提言を行う。
- ⑤ 現地業務結果報告書（英文）を作成し、専門家チーム、C/Pに提出し報告する。左記報告書には、調査報告書の最終版を添付する。

(3) 帰国後整理期間（2015年7月中旬）

- ① 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA地球環境部に提出し、報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン（英文4部：JICA地球環境部、JICAマラウイ事務所、専門家チーム、C/P）
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)、スケジュール、業務工程などを記載。

¹ 分量の目安としてはパワーポイント 15 - 20 枚程度

² ラジオ番組は 10 分 3 本程度を想定

- (2) 現地業務結果報告書（英文3部：JICAマラウイ事務所、専門家チーム、C/P）
記載項目は以下のとおり。また、COVAMSアプローチ比較結果を添付する。
（ア）業務の具体的内容
（イ）業務の達成状況
- (3) 専門家業務完了報告書（和文2部）
記載項目は以下のとおり。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。
（ア）業務の具体的内容
（イ）業務の達成状況
（ウ）業務実施上遭遇した課題とその対処
（エ）プロジェクト実施上での残された課題
（オ）その他：現地業務結果報告書（英文）および制作した普及教材（データも可）を添付

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」
(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積を計上して下さい)。航空賃については、成田(日本)－経由地(香港・ヨハネスブルグまたは、シンガポール・ヨハネスブルグ)－リロングウェ(マラウイ)間のみを計上して下さい。

(2) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2015年度単価を上限とします。
(<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150218.html>)

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

- (ア) 現地業務日程：現地派遣は2015年5月10日～2015年7月8日を予定していますが、現地の受入状況により数日程度派遣時期が遅れる可能性があります。
- (イ) 本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている長期専門家のみ記載しています）。
- チーフ・アドバイザー/森林資源管理
 - 農村開発
 - 業務調整
- (ウ) 便宜供与内容：専門家チームによる便宜供与事項は以下のとおりです。
- i. 空港送迎：あり
 - ii. 宿舎手配：あり
 - iii. 車両借上げ：必要な移動に係る車両の提供(リロングウェからブランタイヤへの移動を含む)
 - iv. 通訳傭上：なし
 - v. 現地日程のアレンジ：専門家チームが必要に応じてアレンジします
 - vi. 執務スペースの提供：C/Pにおける執務スペース提供

(2) 参考資料

- (ア) 本業務に関する資料を地球環境部森林・自然環境グループ自然環境第二チーム(TEL:03-5226-8752)にて配布します。
- (イ) 本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。
- 詳細計画策定調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/1000010030.pdf>)
 - 事前評価表(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_1200067_1_s.pdf)

(3) その他

- (ア) 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上